

～市税の延滞金及び還付加算金に係る特例基準割合について～

(1) 延滞金について

延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とします。

※ なお、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合とします。

(2) 還付加算金について

還付加算金特例基準割合とします。

(3) 特例基準割合の定義

これまでは、「平均貸付割合」に1%を加算した割合のことを一律「特例基準割合」と定義しておりましたが、地方税法の改正により、適用対象に応じた固有の特例基準割合の名称(延滞金特例基準割合、猶予特例基準割合等)が定義されました。

平成12年1月1日から平成25年12月31日まで		前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで		平均貸付割合(年0.9%)に年1%の割合を加算した割合
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで		平均貸付割合(年0.8%)に年1%の割合を加算した割合
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで		平均貸付割合(年0.7%)に年1%の割合を加算した割合
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで		平均貸付割合(年0.6%)に年1%の割合を加算した割合
令和3年1月1日から 令和3年12月31日まで	延滞金特例基準割合 (年1.5%)	平均貸付割合(年0.5%)に年1%の割合を加算した割合
	猶予特例基準割合等 (年1.0%)	平均貸付割合(年0.5%)に年0.5%の割合を加算した割合
令和4年1月1日以降	延滞金特例基準割合 (年1.4%)	平均貸付割合(年0.4%)に年1%の割合を加算した割合
	猶予特例基準割合等 (年0.9%)	平均貸付割合(年0.4%)に年0.5%の割合を加算した割合

※ 「平均貸付割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月まで(令和元年までは、前々年の10月から前年の9月まで)の各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の11月30日(令和元年までは12月15日)までに財務大臣が告示する割合をいいます。

(4) 延滞金及び還付加算金の割合の推移

適用する率の期間	延滞金特例基準割合		猶予特例基準割合等	
	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1か月を経過した日以後	徴収猶予等、又は法人の納期限延長を適用する場合	還付加算金
本則	7.3%	14.6%	7.3%	7.3%
特例措置	延滞金特例基準割合 + 1.0%	延滞金特例基準割合 + 7.3%	猶予特例基準割合	還付加算金特例基準割合
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	4.3%	14.6%	—	4.3%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	2.9%	9.2%	—	1.9%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	2.8%	9.1%	—	1.8%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	2.7%	9.0%	—	1.7%
平成30年1月1日から令和元年12月31日まで	2.6%	8.9%	—	1.6%
令和2年1月1日から令和2年12月31日まで	2.6%	8.9%	1.6%	1.6%
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	2.5%	8.8%	1.0%	1.0%
令和4年1月1日以降	2.4%	8.7%	0.9%	0.9%